

・一方的な解雇は許せない／全国一般栃木普惠園支部

―職場復帰求め、たたかう保育士―

栃木県の児童養護施設で20年以上働いてきたベテラン保育士の石川浩子さん。理事長のワンマン運営に対し労働組合を結成、不当な解雇にも負けず、「子どもたちのもとに戻りたい」とたたかいをつづけている。

●ワンマン運営に抗して

児童養護施設は、親と死別したり家庭での生活が困難な18歳までの子どもが生活している。

石川さんたちが、県内で最大規模の普惠園で組合を結成したのは1999年。新しい理事長が就任したのがきっかけだった。

施設長（園長）を兼任した理事長は、副園長などに家族を据え、トップダウンで園を運営しようとした。

それまで現場の話し合いで決めてきた子どもたちの養育方針や担当児童の決定、勤務のシフトなども施設長が一方的に決めるようになった。

ある時、「施設っぽいから」という理由でエプロンの着用が禁止された。

「子ども相手の仕事をするうえで、エプロンの着用は必要。外さない職員も多かったのですが、主任保育士だった私が施設長に呼ばれました。『上の方針を下に伝えるのが主任保育士の仕事』と言われましたが、私は『下の声を上に伝えるのも役割です』と反論しました」と石川さんは話す。

施設長とのやり取りのなかで「今の立場は保障しない」と言われたことが、組合結成を決定的にした。

「『辞めさせられる』と思ったんです。あわててタウンページを開いて、県の労政事務所に行きました」

そこで連合栃木のチラシをもらい、一人でも入れる連合栃木ユニオンを知った。石川さんと施設長のやり取りを心配していた他の職員も偶然、ユニオンのことを調べていた。すぐに職員20人全員で組合を結成。現在は、全国一般栃木地本・普惠園支部として活動している。

●解雇、そして廃園問題

園側は組合を敵視し、職員の組合員化に歯止めをかけようと、新規採用に単年度契約制度を導入した。

2006年5月には、勤務中の交通事故を理由に、支部長だった石川さんを懲戒解雇した。

地位確認を求めた裁判では宇都宮地裁で石川さんが全面勝利したが、園側が控訴し、現在も係争中だ。

昨年 9 月、園を運営する社会福祉法人が施設長の病気などを理由に、解散の方針を固めたことが明らかになった。

「2008 年 3 月には廃園」という突然の事態に、支部は「子どもたちの生活の場を守れ」と、閉鎖反対・存続運動に取り組んだ。連合栃木と自治労栃木県本部も加わる支援共闘会議や、市民団体などによる「存続する会」が結成され、署名活動や県への申し入れなども行った。

3 カ月で 57,000 人分の署名を集めるなど運動は大きく広がり、地元でも大きく報道された。この結果、廃園方針は昨年未撤回され、新しい理事会が園の運営を引き継いだ。

●正職員化など前進も

石川さんの職場復帰に対しては理事会のかたくなな態度が続いているが、前進もある。

支部がこの間、強く求めてきた一年契約職員の正職員化については、勤続三年目からの正規化を勝ち取った。今年四月から実際に正規職員になった。

「組合を結成して、労働者の権利を知りました。園の存続を求める署名も、大きなうねりになった。組織あればこそだと思いました」と石川さん。

「職場の仲間は、私が戻るまで待っているとってくれています。私は何も悪いことはしていない。その思いで、なんとしても職場復帰を勝ち取りたい」

「連合通信・隔日版 2008/04/24」